

令和5(2023)年度「京都芸術大学ガバナンス・コード」に係る適合状況及び点検結果

I. 京都芸術大学ガバナンス・コードについて

京都芸術大学は建学の精神に基づく私立大学としての使命を果たしていくために、また教職員はその使命を実現する存在であるために、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」〈第1版〉に準拠する「京都芸術大学ガバナンス・コード」を令和3(2021)年度に策定しました。適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めています。

II. 適合状況の点検について

京都芸術大学ではガバナンスの向上を目的として、本ガバナンス・コードに則って大学運営を行われているか毎年点検を行っています。点検は法人事務局が担当し、すべての項目について責任者や所管部署の所属長に適合状況を確認するとともに、監事による適合審査を行っています。

適合状況は以下の3段階で審査しています。

【適合状況評価基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 ×：全項目未実施

これらの結果をまとめ、法人事務局にて適合状況の点検結果を審議・確認した後、報告書を作成し、常任理事会で点検結果の報告を行っています。

令和5(2023)年度は以下のとおり実施しました。

責任者、所管部署での点検	令和5(2023)年 7月 18日～31日
監事による審査	令和5(2023)年 8月 1日
常任理事会での報告・承認	令和5(2023)年 9月 5日
適合状況及び点検結果の公表	令和5(2023)年 9月 29日

III. 適合状況及び点検結果の概況

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の理念、使命・目的	○	—
1-2 教育と研究の目的	○	—

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	—
2-2 理事	○	—
2-3 監事	△	2-3 (5)

2-4 評議員会	○	—
2-5 評議員	○	—

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	—
3-2 教授会	○	—

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	—
4-2 教職員等に対して	○	—
4-3 社会に対して	○	—
4-4 危機管理及び法令遵守	○	—

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	—

IV. 適合状況の解説（点検結果）

2-3 (5) 常勤監事の設置
現在、監事は非常勤監事2人体制（内1名は月次で監査業務を実施）となっていることから、寄附行為第5条「役員」、および同第7条「監事の選任」に準拠したうえで、常勤（常任）監事の人材確保に努めます。

V. 適合状況及び点検結果の詳細

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
<p>私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。</p> <p>私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。</p> <p>京都芸術大学（以下、本学）は、建学の</p>	○	<p>京都芸術大学（以下、本学）は、左記のとおり適切なガバナンスを確保し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指しています。</p> <p>詳細は以下の各項目において記載しています。</p>

<p>精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を実現する存在であるために、「京都芸術大学ガバナンス・コード」を策定し、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。</p> <p>また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指しています。</p>		
---	--	--

1－1 建学の理念、使命・目的

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
<p>本学は、「藝術立國の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的」として設立されました。物質的発展の影で人間の尊厳が見失われてきた現代文明の矛盾に対する反省と苦悩がその根底にあります。</p> <p>建学の理念と使命・目的は、以下の通り定めて本学ホームページに掲載し、広く公開しています。</p> <p>建学の理念：</p> <p>藝術と哲学によって、新しい人間観、世界観の創造を目指す。</p> <p>使命と目的：</p> <p>藝術を学ぶ者たちが、来るべき文明の姿を思い描き、人類危機の時代を克服するという強い意志をどう身につけるか。そしてまた、他者の痛みに想像力を働かせ、多くの人々の幸せのために藝術の力を用いる姿勢をどう培うか。すなわち、良心をもって社会を変革する藝術家魂をどう育てるか。</p> <p>藝術立国とは、藝術立国を担う人間の成長にほかならない。藝術文化を原動力とす</p>	○	<p>4月、10月、1月の年3回実施する教職員総会において、理事長、学長、副学長等が役員及び教職員に対して所信を述べる機会を設け、建学の理念、使命、目的の共有・浸透を図っています。</p> <p>学生に対しては、入学式や卒業式などの重要な行事や、「学修ガイド」「大学院ハンドブック」「京都芸術大学を学ぶ」（自校教育教材）等を通じて建学の理念を伝えています。</p> <p>入学希望者及び広く社会に対しても、ホームページ等で積極的に発信しています。</p>

<p>る文明への展望と、人類と自然への深い愛情に満ちた哲学を持った人間を輩出する。それこそが、本学の最も重要な使命である。</p> <p>また、使命・目的については「京都芸術大学学則」第1条において以下のように定めています。</p> <p>京都芸術大学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授けると共に深く芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与することを目的とする。</p> <p>—「京都芸術大学学則」第1条—</p>		
--	--	--

1 – 2 教育と研究の目的

(1) 建学の精神・理念・教育方針に基づく教育目的等

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
<p>本学は開学以来、建学の精神・理念に基づき、芸術による教育研究活動に取り組んできました。そのなかで特に次の2点に本学の強い個性と特色があらわれています。</p> <p>①社会と結びつく芸術大学</p> <p>本学の教育研究の大きな特徴の一つは、芸術研究科、芸術学部とも通学課程と通信教育課程を併設し、世代を越えて社会人にも広く芸術の学習機会を提供している点にあります。「藝術立国」という使命・目的を実現するためには、多地域にわたる多世代を巻き込むことが重要であり、平成10（1998）年度の通信教育課程の開設は、多くの人々に芸術教育に触れる機会を提供し、本学の芸術運動を日本全国へと行き渡らせる効果を生んでいます。</p> <p>通学課程においては、令和2（2020）年</p>	○	<p>通学課程では、令和元(2019)年度に教育目標の一部修正を行い、新たな教育目標を「人類が直面する困難な課題を克服するために、『人間力』と『創造力』を鍛え、社会の変革に役立てることのできる人材を育成する。」としました。職業としての芸術家育成だけではなく、芸術教育を通して得た「人間力」と「創造力」を活かして、広く社会に貢献できる学生の育成を目標とし、教育目標の達成を計る数値目標として進路決定率（（就職者 + 進学者）/卒業者）90%を掲げ、令和4(2022)年度の卒業生の進路決定率は91.1%となりました。</p> <p>カリキュラムでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる「人間力」と「創造力」、それらを構成する7つの能力を段階的・体系的に身につけることを方針とし、芸術・デザ</p>

<p>度に、大学教育の質保証及び社会から求められる人材の高度化に対応するため、全13学科の教育目標（育成する人材像）及びディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）を一部改定し、各学科のカリキュラムを変更しました。密度の濃い、主体的な学習の実現を目的に、体系的且つ順位性を明確にした教育プログラムとなるよう、育成する人材像を起点にカリキュラムの再編を行い、3年次以降の産学公連携科目の拡充を行いました。広く社会に参画できる学生を育成する芸術大学として本学の使命・目的の実現に取り組んでいます。</p>	<p>インを学ぶうえで必要となるPBL(Project-Based Learning)型演習に加え、社会連携による実践的な教育プログラムの充実を特色としています。</p> <p>通信教育課程では、完全オンライン型のコースを設置するなど、新規学習機会の創出や履修支援を通じて学士課程の立体的展開と生涯芸術学習の普及を推進しています。その結果、令和3(2021)年度に学生数が初めて1万人を超えた、令和5(2023)年度には16,044人となりました。多世代、多地域の学生に芸術教育を提供し、「藝術立国」の使命・目的の実現に取り組んでいます。</p> <p>また、社会を変革する人材の育成とともに、社会的課題に向き合う研究機能も重要なと考え、その研究組織として「舞台芸術研究センター」「日本庭園・歴史遺産研究センター」「アート・コミュニケーション研究センター」「文明哲学研究所」「京都国際平和構築センター」「ICA京都」等の附置研究機関を設置しています。</p>
<p>②国際的歴史文化都市 京都に立地する地域・世代を超えた交流拠点</p> <p>本学は、京都という国際的歴史文化都市の風土と文化を基盤に、芸術文化の探究と実践を通じて芸術教育を推進してきました。京都の豊かな自然と多くの歴史・文化遺産を教材として、歴史遺産、美術工芸、環境デザイン等の諸学科はもとより、教養教育においてもそれらを最大限に活かす教育プログラムを展開しています。</p> <p>平成12（2000）年に発表した「京都文藝復興」では、国際的歴史文化都市、京都を基盤とした21世紀の文化環境の保全と創造、ひいては芸術文化による日本の再生を提言しました。芸術文化を通じて、地域・世代を超えて、一人ひとりが創造力を發揮できる社会へと変革するための新たな拠点</p>	<p>悠久の歴史の中で育まれてきた京都の伝統・文化を学び、継承するために「京都学」を開講するなど、京都の地を最大限に活かす教育プログラムを展開しています。</p> <p>国際交流では、令和2(2020)年度に国際連合75周年記念事業（UN75）として「芸術文化学術フォーラム 2020 in 京都」を実施し、国連と国際連合100周年に向けて、芸術文化学術の活用による平和構築ならびにSDGs達成を推進するための国際協力を行うことを「芸術文化学術・京都宣言」として締結しました。そして「芸術文化学術・京都宣言」を具体化するために、元国連事務次長、国連事務総長特別代表、大使などを評議員として迎え、本学の附置</p>

となるため、取り組みを継続しています。	<p>機関として「京都国際平和構築センター」を設置しました。</p> <p>また、令和4(2022)年6月にスイスの国際連合欧州本部（国際連合ジュネーヴ事務局）において、本学と国連システム学術評議会（ACUNS）とで覚書を交わし、国連や国際機関との更なる連携強化を図っています。</p> <p>令和5(2023)年4月には、UNV（国連ボランティア計画）との連携によるシンポジウムを実施。国連ボランティアや国連平和活動に従事してきた方々による基調講演や分科会（討論）をテーマとして、国連大学の学長をはじめとする国連機関関係者、政府関係者などを招聘し開催しました。今後は京都国際平和構築センターによる公開講座や、令和6（2024）年度に開催予定の国連システム学術評議会年次総会の東京開催に向け、他大学との連携体制を構築していきます。</p>
---------------------	---

(2) 中期的（5年間）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
<p>①安定した経営を行うために、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期計画を検討・策定します。</p>	<p>○</p>	<p>本学では5年ごとに中期計画を策定しています。</p> <p>最新の中期計画は、DXやAIなどを活用したデジタル社会の到来や18歳人口減少など、今後の大学を取り巻く環境を検証し各会議で検討を重ねて策定した「学校法人瓜生山学園中期計画Vision2026」（以下、「中期計画Vision2026」）です。</p> <p>策定にあたり、常任理事会、理事会、評議員会で「中期計画Vision2026（案）」を検討、決議し、教職員総会で全教職員に発表しました。さらに全教職員を対象にパブリックコメントを募集しました。</p> <p>このような過程を経て、理事や教職員の総意のもと「中期計画Vision2026」を策</p>

		定、公表しました。
②中期計画の進捗状況、財務状況については、理事会で管理把握します。	○	進捗状況、財務状況について、理事会で管理把握しています。
③中期計画を単年度の教育計画、事務局重点課題につなぎ、組織の目標から教職員の個人目標に落とし込むことで、「理念」から「組織の目標」「個人の目標管理」まで一貫したシステムとしていきます。	○	「理念」から「組織の目標」「個人の目標管理」まで一貫したシステムとしていきます。
④中期計画はホームページで公開します。	○	ホームページで公開しています。
⑤改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人才培养・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○	教職員は業務の目標設定を行い、PDCAサイクルを実行しています。研修制度は外部機関のプログラムを活用するなど、各業務に必要とされる研修を企画・実施しています。
⑥経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど、法人全体の取組みを徹底します。	○	<p>中期計画に基づいて、各教職員の目標設定を行っています。常任理事会、学長会では必要に応じて関係教職員が同席し、意見を述べることができることとなっており、理事、教員、職員相互の意思疎通が図られ、密なコミュニケーションのもとに意思決定が行われています。</p> <p>中期計画の策定においては、全教職員にパブリックコメントを募集しました。</p> <p>教員人事制度、職員人事制度では担当上長との「One on One面談」の場を定期的に設定し、提案・意見を確認しています。</p> <p>また各委員会の検討事項は、中期計画に基づくものであり、教育計画の進捗確認や改善を行っています。</p>
⑦中期的な計画に盛り込む内容 ア 建学の精神・理念に基づく人材育成 イ 教育体制及び学生の進路支援 ウ 社会貢献の方策 エ 学習環境基盤整備計画 オ 組織運営強化及び財政基盤の安定化策	○	左記のとおり、中期計画に盛り込んでいます。

(3) 本学の社会的責任等

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○	<p>法令を遵守し適正な組織運営を行い、理事会も寄附行為等の規程に従って適正に運営しています。</p> <p>教育の質向上については、内部質保証ポリシーを定め、自己点検評価委員会やFD委員会をはじめとする各種委員会を設置し、学習内容と指導法の検証と改善を組織的・継続的に行ってています。</p> <p>財務情報も教育情報を併せて法令に基づいて適正に公開しています。</p>
②学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を良好に保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○	左記のとおり、ステークホルダーとの良好な関係づくりに努めています。
③私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	○	<p>男女共同参画については、学長や副学長をはじめ、教職員ともに多くの女性が役職者に就いています。</p> <p>障がい学生については通学課程・通信教育課程それぞれに窓口を設け、修学上の相談に対応しています。</p>

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。	○	<p>「学校法人瓜生山学園寄附行為」第3条にて「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、藝術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と定め、第4条ではその目的を実現するために設置する学校について明示しています。</p> <p>さらに、経営に責任を持つ役員及び理事会については、第5条から第17条において役員の定数、選任手続、任期及び職務並びに理事会の設置等に関する事項を、評議員</p>

		<p>会については第18条から第24条にかけて設置、諮問機能、意見具申、構成員の任期及び選任手続き等に関する事項を規定しています。</p> <p>法令を遵守し適正な組織運営を行い、理事会も寄附行為等の規程に従って適正に運営しています。理事会をはじめとする各運営機関の相互チェックによる自律的なガバナンスも有効に機能しています。</p> <p>詳細は以下の各項目において記載しています。</p>
--	--	--

2 – 1 理事会

(1) 理事会の役割

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
<p>① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭に置き業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p>	○	法令を遵守し、寄附行為に則って運営しています。
<p>② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p>	○	左記のとおり行っています。
<p>③ 理事及び運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p>	○	評議員会や監事も適切に機能しており、理事会をはじめとする各運営機関の相互チェックによるガバナンスも有効に機能しています。

<p>④ 学長への権限委任等</p> <p>ア 学長が任務を果たすことができるようために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。</p> <p>イ 学長が滞りなく任務を果たすことができるようるために、補佐役として副学長を置くことを組織規程に定め、教学運営体制の強化を図ります。</p> <p>ウ 各々が所掌する校務については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。</p>	<input type="radio"/>	<p>「学校法人瓜生山学園理事会委任規程」に基づき、本学の校務を学長に委任しています。</p> <p>教学面における大学運営の意思決定機関として「学長会」を設置しています。</p> <p>「京都芸術大学副学長選任規程」に基づき副学長を置き、「学校法人瓜生山学園管理運営規程」で各々の所掌する校務を明示しています。</p>
<p>⑤ 実効性のある開催</p> <p>ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、審議予定事項について、事前に全理事に共有できるよう努めます。</p> <p>イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p>	<input type="radio"/>	<p>左記のとおり行っています。</p>
<p>⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。</p>	<input type="radio"/>	<p>左記のとおり行います。</p>
<p>⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p>	<input type="radio"/>	<p>左記のとおり行います。</p>
<p>⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規程を整備します。</p>	<input type="radio"/>	<p>左記のとおり対応しています。</p>
<p>⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。</p>	<input type="radio"/>	<p>左記のとおり行っています。</p>

2 - 2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
-----------------	------	------

①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	○	左記のとおり行っています。
②理事長を補佐する理事として、常勤理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限者も明確に定めます。	○	左記のとおり寄附行為に定めています。
③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	○	左記のとおり寄附行為に定めています。
④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	○	理事は理事会に対し、業務遂行の承諾書を提出し、左記のとおり業務を行っています。
⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	左記のとおり行います。
⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○	理事は理事会に対し、業務遂行の承諾書を提出し、左記のとおり業務を行っています。
⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとする場合は、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける責務を負います。	○	左記のとおり行います。

(2) 学内理事の役割

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○	担当領域や職務を文書で定め、左記のとおり行っています。
②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○	左記のとおり行っています。

(3) 外部理事の役割

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	○	左記のとおり行っています。
②外部理事は、学校法人の経営力・マネジ	○	左記のとおり行っています。

メントの強化のため、理事会において多面的な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。		
③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	左記のとおり行っています。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

項目（ガバナンス・コード原文のまま）	適合状況	コメント
本法人は、全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	○	外部機関と連携し、研修の機会を設けています。

2 – 3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	左記のとおり行います。
②監事は、その責務を果たすため、寄附行為の定めに則り、理事会に出席して意見を述べるとともに、他の重要な会議に出席することができます。	○	監事は理事会、常任理事会、学園教学会議に出席し、業務監査を行っています。
③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○	月次で監事業務を行っています。また理事会、常任理事会に出席し、業務監査を行うとともに、監査法人と連携し会計監査及び財産状況の監査を行っています。
④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	○	左記のとおり行います。
⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○	左記のとおり行います。

(2) 監事の選任

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。	○	左記のとおり行っています。
②監事は2人以上3人以内を置くこととします。	○	監事は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第7条に従い2人を選任しています。職員及び評議員を兼職している監事はいません。
③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○	左記のとおり行っています。

(3) 監事監査基準

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①監査機能の強化のため、監事監査規程等を作成します。	○	「監事監査規程」を定めています。
②監事は、監査計画に基づく計画的な監査を実施します。	○	監事は、監査計画を作成し、常任理事会で提示しています。
③監事は、監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○	毎年決算終了時に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、ホームページで公表しています。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	○	毎年定期的に監事、公認会計士（監査法人）及び内部監査者による三様監査を行い、監事監査機能の充実に努めています。
②監事機能強化の観点から、監事による常勤理事への定期的な監査報告を実施します。	○	監事2人のうち1人においては、定例監査を月1回実施しており、報告書の提出、報告会の開催も同時に行っています。
③監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	左記のとおり行っています。
④学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための体制を整えます。	○	左記のとおり行っています。
⑤その他、監事の業務を支援するための体	○	監事業務を支援するための職員を配置

制整備に努めます。		し、体制整備を行っています。
-----------	--	----------------

(5) 常勤監事の設置

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	△	現在、監事は非常勤監事2人体制（内1名は月次で監査業務を実施）となっていることから、寄附行為第5条「役員」、および同第7条「監事の選任」に準拠したうえで、常勤（常任）監事の人材確保に努めます。

2 - 4 評議員会

(1) 諒問機関としての役割

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
<p>次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産その他重要な資産の処分 ④役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給基準 ⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑥寄附行為の変更 ⑦合併 ⑧目的たる事業の成功の不能による解散 ⑨寄附金品の募集に関する事項 ⑩その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの 	○	左記のとおり行っています。

(2)

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	議長が適宜発言を促すなど、運営方法を工夫しています。

(3)

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその質問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	左記のとおり行っています。

(4)

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	左記のとおり行っています。

2－5 評議員

(1) 評議員の選任

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○	寄附行為に基づき、評議員会は19人以上25人以内とし、現に在職する理事数の二倍を超える人数の評議員をもって組織しています。
②評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 ウ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者	○	左記のとおり行っています。
③学校法人の業務若しくは財産状況又は役	○	評議員は定数19～25人とし、教職員、

員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。		卒業生、有識者等から選任しています。
④評議員の選任方法は、各選出区分の候補者を寄附行為に基づき理事会又は評議員会が選任する扱いとします。	○	左記のとおり行っています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	左記のとおり行っています。
②本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	外部機関と連携し、研修の機会を設けています。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
学長は、京都芸術大学学長選任等規程に基づき、理事会の選出を経て、理事長が任命します。 私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する。」とありますが、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。	○	学長は「京都芸術大学学長選任等規程」に基づき、選出・任命を行っています。 学長に対し理事会は「学校法人瓜生山学園理事会業務委任規程」に基づき、大学の校務を委任しています。 詳細は以下の各項目において記載しています。

3－1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①学長は、大学の建学の精神及び理念を踏まえ、学術を中心とした広い知識を授けるとともに、「芸術と哲学によって、新しい人間観、世界観の創造を目指す。」というビジョンを達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括	○	教学面における大学運営の意思決定機関として「学長会」を置き、学長がリーダーシップを発揮するための体制をとっています。

します。		
②学長は、理事会から委任された権限を実行します。	○	理事会は「学校法人瓜生山学園理事会業務委任規程」に基づき、学長に大学の校務を委任しています。
③学長は、教職員が学長方針、中期的な計画、法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	4月、10月、1月の年3回、「教職員総会」を開催して学長が所信を述べる機会を設け、学長方針や中期計画等の共有を行っています。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の選任）

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①大学に副学長を置くことができるようにしており、京都芸術大学副学長選任規程において「副学長は本学の教学展開に応じて上限5名を選任することができる。」としています。	○	副学長は「京都芸術大学副学長選任規程」に基づき3名選任しています。通学課程、通信教育課程、社会連携をそれぞれ担当しています。
②学部長は、京都芸術大学大学院研究科長ならびに学部長選任規程において「学部長は1学部につき1名を選任する。」としています。	○	左記のとおり行っています。

3－2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については京都芸術大学教授会規程に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○	「京都芸術大学教授会規程」に基づき教授会を設置していますが、同規程第4条教授会の審議事項において「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。」と定めています。 また「学校法人瓜生山学園京都芸術大学学長会に関する規程」において、学長会を常任理事会の下に設置する意思決定機関と定めています。 したがって、学長の最終判断は教授会の審議結果に拘束されません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う本学においても、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保します。	○	<p>私立大学の有する公共性に鑑み、寄附行為や法令に基づく健全な大学運営を行っています。これからも学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努めます。</p> <p>詳細は以下の各項目において記載しています。</p>

4 – 1 学生に対して

(1)

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○	<p>ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、ホームページ及び「学修ガイド」「大学院ハンドブック」「airU学習ガイド」への掲載とあわせ、毎年行われるガイダンスにおいて学生に詳しく解説しています。単位認定基準、進級基準、卒業・修了認定基準等については、学則において規定するとともに「学修ガイド」「大学院ハンドブック」「airU学習ガイド」にも掲載し、毎年行われるガイダンスにおいて学生に周知しています。</p> <p>アドミッション・ポリシーは、ホームページや学生募集要項等で積極的に発信しています。</p>
①3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針/ディプロマ・ポリシー イ 教育課程編成・実施の方針/カリキュラム・ポリシー ウ 入学者の受け入れの方針/アドミッション・ポリシー	○	左記のとおり3つの方針（ポリシー）を定めています。
②京都芸術大学自己点検・評価委員会規程	○	自己点検・評価の実施とその結果の共有

に基づき、大学の理念・目的及び社会的使命を達成するために、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していきます。		については、自己点検評価委員会を設置し、毎年自己点検評価報告書を作成のうえ、ホームページで学内外に周知しています。
③ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	<p>「学校法人瓜生山学園セクシュアルハラスメント等の防止に関する規程」を定めています。</p> <p>ハラスメントなど学生、教職員の人間関係問題に対処する組織として「人間関係委員会」を設け、教職員によるハラスメント相談員を配置し、迅速に対応できる体制を整えています。</p> <p>ハラスメントの対応については、リーフレットやハラスメント研修を通じて教職員に周知徹底するとともに、通学課程では「学生手帳」に「ハラスメント相談の手続き」を掲載して全学生に配布し、通信教育課程では「airU学習ガイド」にハラスメント相談窓口を掲載するなど、通学課程・通信教育課程それぞれの相談窓口を学生に対して周知しています。</p>

4－2 教職員等に対して

(1) 教職協働

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	中期計画を役員、教員、事務職員とで共有し、教学面の意思決定機関である学長会、学部の方針策定や運営における事項を審議する会議体である学部長会議、その他の各種会議体において、教員と事務職員とが参加し、それぞれが大学運営及び意思決定に意見を述べることができる体制をとっています。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
全構成員による、建学の精神・理念に基	○	本学は「京都文藝復興」「藝術立国－平

づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

和を希求する大学をめざして」に掲げる高い理想と志をもって、開学以来、芸術による教育研究活動に取り組んできました。

「学校法人瓜生山学園寄附行為」第3条において法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、藝術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と定めています。

また、本学の目的及び使命は「京都芸術大学学則」第1条において「京都芸術大学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授けると共に深く芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与することを目的とする」と定めています。

これを受け、本学の教育目標（教育目的）は「京都芸術大学学士課程は、「藝術立国」を基本使命とし、教育目標に定める社会の変革を担うことのできる人材の育成を目的として、自立したひとりの人間として生きるための「人間力：知識／思考力／行動力／倫理観」と、芸術の力を社会のために生かす「創造力：発想力／構想力／表現力」を身につけるべき力として、その修得をめざします。」と定め、「学修ガイド」「airU学習ガイド」及びホームページ等に掲載しています。

建学の精神・理念は、教育活動はもとより、大学が行うすべての事業の根幹をなしています。そのため、役員及び教職員の十分な理解を得るために、建学の理念、使命・目的及び教育目標をまとめた冊子『京都文藝復興』『まだ見ぬわかものたちに』『通信による芸術教育の開学にあたって』を全教職員に配布するとともに、4月、10月、

		<p>1月の年3回、「教職員総会」を開催し理事長や学長が所信を述べる機会を設け、その中で使命・目的の共有をはかっています。</p> <p>このような取り組みを通じて建学の精神・理念を十分に理解した全構成員が教育・研究活動等を行い、本学の社会的価値の創造と最大化に向けて行動しています。</p>
①ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤理事は、理事会決議並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAサイクルを毎年度明示します。 イ 監事は毎年度作成する監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	○	<p>常勤理事の責任担当事業領域・職務を明文化しています。常勤理事は領域・職務に係る事業計画及び事業報告を理事会並びに評議員会に毎年度継続して報告しています。</p> <p>監事は毎年度作成する監査報告書を理事会並びに評議員会に報告しています。</p>
②ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度実施します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、FD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	○	<p>FD委員会を組織し、(1)組織的かつ体系的なFD活動の企画・運営、(2)教職員（各部局）が実施するFD活動に対する支援、(3)FDに関する他大学や大学コンソーシアム京都等との連携など、全学的なFD活動のさらなる推進、質的向上に取り組んでいます。</p> <p>また、FD研修を組織（マクロ）・カリキュラム（ミドル）・授業（ミクロ）レベルに整理し、教員が必要な能力開発に主体的に取り組めるようにプログラムの体系化を図り、「FD研修のてびき」としてまとめ教職員へ配布しています。</p>
③スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、毎年度、教職員の総会を開催し大学運営、教育計画の共有を図ります。 エ 年次計画に基づき、教職員は各自の目標管理シートを作成し、年度ごとの点	○	<p>教職員とともに人事制度の策定を行うとともに、主に2点の計画的な取り組みを行っています。</p> <p>(1)業務を通じた資質、能力の向上 人事制度における役割等級基準に基づく目標管理制度の運用プロセス（目標設定～目標管理シート作成～期末評価～フィードバック）を通じたPDCAサイクルによる資質、能力の向上を推進しています。</p> <p>(2)研修を通じた資質、能力の向上 役割等級基準に基づくOFF-JT研修を通</p>

検・評価を受けることで、資質の高度化を進めます。		じた「実践スキル、知識修得」、および「建学理念・組織理解、コミュニケーション醸成」を目的とした内製研修による資質、能力の向上を推進しています。 教職員の総会は、毎年度4月、10月、1月に開催し大学運営、教育計画の共有を図っています。
--------------------------	--	---

4 – 3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①認証評価 平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	○	本学では、左記のとおり7年に1回、評価機関の評価を受審しています。 直近では、平成29(2017)年に公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受け、平成30(2018)年3月6日付で「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定されました。 次回は令和6(2024)年度に認証評価を受審する予定です。
②自己点検・評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○	自己点検・評価の実施とその結果の共有については、自己点検評価委員会を設置し、毎年自己点検評価報告書を作成のうえ、ホームページで学内外に周知しています。 また、内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立については、教育研究活動の点検及び評価を行うことを学則に定め、規程により方針と責任体制を明確化しています。
③外部評価の実施 自己点検・評価の妥当性及び適切性について客観的な評価を得るとともに、改善の指摘及び提言を受けることを目的として、第三者による外部評価を実施します。	○	自己点検・評価については、外部委員から意見を聴取し、客観的評価を得ています。また、令和3（2021）年度からは学科別カリキュラム評価として、学科の自己点検・評価に対する外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、教育活動の改善に活かしています。
④学内外への情報公開	○	左記のとおり行っています。

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。		
---	--	--

(2) 社会貢献・地域連携

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①地域資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	○	本学のカリキュラムで導入しているPBL型授業において、実際の地域や企業が抱える課題を題材とし、芸術による社会課題の解決プロセスを学ぶ内容としています。学生が地域や社会から学ぶと同時に、地域や社会にその教育成果を還元しています。
②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学官のプラットフォームとしての機能を果たします。	○	産官学・地域連携によるPBL型の授業を通して、企業や自治体等と協働することにより、産官学のプラットフォーム機能を果たすことを目指します。
③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○	学内に博物館やギャラリーを設置し、学内外者を対象にした企画展等を行っています。図書館も通常開館中に一般利用者に開放しています。 通信教育課程では、完全オンライン型のコースを設置するなど、新規学習機会の創出や履修支援を通じて学士課程の立体的展開と生涯芸術学習の普及に取り組んでいます。
④大規模災害への対応として、地域社会と防災・減災活動に取組みます。	○	平成28(2016)年から消防署の協力のもと、教職員による通報、消火、避難等の訓練を実施しています。
⑤環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題に対応します。	○	京都市地球温暖化対策条例に従って、平成27(2015)年に「特定非営利法人KES環境機構」による環境マネジメントシステムを導入し、(1)省エネルギー、(2)紙ごみ分別の徹底、(3)各部署デスク周りの清掃、を環境管理重点テーマとして環境保全活動に取り組んでいます。

4 - 4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
<p>①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。</p> <p>ア 大規模災害 イ 大規模な感染症 ウ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）</p>	○	<p>「学校法人瓜生山学園危機管理規程」及び「学園危機管理基本マニュアル」を整備し、物的・人的被害を軽減するための防火・防災管理、震災対策について定めています。</p> <p>学生専用サイトに「命を守る」という資料を掲載し、事故、災害への備えを促しています。</p> <p>防火管理については、施設課長を防火管理者とし、予防、消火、通報、避難についての組織的な対応を行っています。平成28(2016)年から消防署の協力のもと、教職員による通報、消火、避難等の訓練を実施しています。令和5(2023)年には全学生を対象とし、オンラインによる防災訓練を実施しました。</p> <p>法令に基づき、消火設備（消火器、消火栓など）、消防設備（自動火災報知機等）、非常放送設備の点検を定期的に実施しています。</p> <p>災害時に対応できる備蓄倉庫を設け、飲料水、食料、簡易トイレや災害用毛布等の災害備蓄に取り組んでいます。</p> <p>安全管理については、巡回警備を実施するとともに、教職員には目視できる位置にIDカードを着用することを義務付け、学生には不審者や不審物等の異常を発見した場合には教職員に通報するよう周知しています。不審者進入防止のため、校舎の入り口に監視カメラを設置しています。教職員を対象に自動体外式除細動器(AED)の取り扱い等を学ぶ救命講習を実施しています。</p> <p>新型コロナウィルス感染症への対策では「感染症対策本部」を設置し、活動制限指</p>

		<p>針を明確化し学生への「感染防止のためのガイドライン」遵守周知を行う等、学習を維持出来るためのきめ細かな対策を実施しました。感染症が徐々に収束したため、活動制限指針や衛生管理対策に基づき、入構制限やマスク着用等について段階的に解除しました。</p> <p>その他、「学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程」「学校法人瓜生山学園セクシュアルハラスメント等の防止に関する規程」「学校法人瓜生山学園特定個人情報等取扱規程」「学校法人瓜生山学園内部監査規程」等を定め、適切に対処しています。</p>
②災害防止、不祥事防止対策に取組みます。 ア 学生等の安全安心対策 イ 防災・減災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	○	上記①に記載のとおり行っています。
③事業継続計画（BCP）の策定に取組みます。	○	現在、法人事務局で策定に取り組んでいます。その一環として、危機対策本部機能を果たすための蓄電池を令和5(2023)年に設置します。

(2) 法令遵守のための体制整備

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。	○	<p>学校運営に関する基本規則である「京都芸術大学学則」及び「京都芸術大学大学院学則」によって本法人が設置する学校の運営に關わる基本事項を定めています。</p> <p>また「学校法人瓜生山学園就業規則」において服務規律を定めて規律ある公正な職務を教職員に求めるとともに、「学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程」「学校法人瓜生山学園セクシュアルハラスメント等の防止に関する規程」「学校法人瓜生山学園特定個人情報等取扱規程」等を定め、</p>

		経営の規律と誠実性の維持に取り組んでいます。
②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○	<p>「学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程」において関係法令や学内諸規定の遵守について定め、理事長を最高責任者として厳密な運用を行っています。</p> <p>コンプライアンスに違反する事実の通報と通報者の保護を図るための規程として「学校法人瓜生山学園公益通報者の保護に関する規程」を定め、本法人の業務に関する不正行為の早期発見と是正を図るため、公益通報者保護法に基づき、公益通報及び相談に対応する窓口として、法人内及び法人外（法律事務所）の2ヶ所に「受付・相談窓口」を設置しています。</p> <p>公益通報や相談の方法は大学ホームページで公開しています。</p>

第5章 透明性の確保（情報公開）

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。	○	<p>法人運営や教育活動の情報については、ホームページ等を通じて積極的に公表を行うとともに、法令の改正などに留意し経営の規律と誠実性の維持に努めます。</p> <p>詳細は以下の各項目において記載しています。</p>
私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえたうえで、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。	○	
私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高		

める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5 – 1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。	○	左記のとおり行っています。
①教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針 / ディプロマ・ポリシー ウ 教育課程編成・実施の方針 / カリキュラム・ポリシー エ 入学者受入れの方針 / アドミッション・ポリシー オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力 セ 社会貢献・連携活動の状況	○	左記のとおり行っています。

<p>②学校法人に関する情報公表</p> <p>ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書</p> <p>1) 法人の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建学の精神 ・学校法人の沿革 ・理事・監事・評議員の氏名 ・設置する学校 ・定員・在籍者数 ・教職員数 ・学校法人の所在地 <p>2) 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業の計画及びその進捗状況 <p>3) 財務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況 	<input type="radio"/>	左記のとおり行っています。
---	-----------------------	---------------

(2) 自主的な情報公開

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。	<input type="radio"/>	左記のとおり行っています。
<p>①教育・研究に資する情報公開</p> <p>ア 大学間連携 イ 地域連携並びに产学官連携 ウ 公正な研究活動</p>	<input type="radio"/>	左記のとおり行っています。
<p>②学校法人に関する情報公開</p> <p>ア 中期計画</p>	<input type="radio"/>	左記のとおり行っています。

(3) 情報公開の工夫等

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	コメント
①上記（1）②及び（2）②の学校法人に関する情報については、ホームページで	<input type="radio"/>	左記のとおり行っています。

の公開に加え、事務室に備え置き、請求があれば閲覧に供します。		
②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	○	「学校法人瓜生山学園情報公開規程」を定め、左記のとおり行っています。
③公開方法は、ホームページでの公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、大学ポートレートセンターによる「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内及び各種パンフレット等の媒体も活用します。	○	左記のとおり行っています。
④公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○	左記のとおり行っています。

VI. 2022年度の適合状況（点検結果）への対応

2-3 (5) 常勤監事の設置
監事が非常勤監事2人体制（内1名は月次で監査業務を実施）となっていることから、寄附行為第5条「役員」、および同第7条「監事の選任」に準拠したうえで、引き続き常勤（常任）監事の人材確保に努めます。【継続課題】

以上